徳地町報

発行所　徳地町役場
発行者　徳地町
編集者　河村績
印刷所　今澄印刷所

みんなで造ろう
きれいな環境

昭和37年 3月

# 定例第1回町議会

## 当初予算額一億九千317万円

### 税条例の改正等17議案を議決

昭和三十七年度の当初予算を審議する定例第一回町議会は、三月二十三日召集せられ、三月二十七日まで、会期五日間の審議期間で、提出議案の全部が議決されました。

▽　△

へき頭、長桜町長は別項のような施政方針の大綱を演示し、向後一年間の施策を説明のうえ、町議会の了承と議案に対する協賛を求めました。

▽　△

今議会において提案議決せられた議案はつぎのとおりでした。

1 徳地町固定資産評価員の選任について
　これは、今回新しく評価員に特別職である助役（要屋且巳氏）が選任せられたものです。

2 徳地町福祉更生委員設置条例を廃止する条例について

3 徳地町国民健康保険税条例中一部を改正する条例について

4 徳地町社会教育委員設置条例の制定について
　これは、はつきりと社会教育委員の設置を定め、社会教育の前進をはからんとする目的で制定せられたものです。

5 分収造林の設定について
　分収造林特別措置法および徳地町林野条例に基ずく分収造林の設定について提案せられたもので、経済委員会に付託され調査審議せられることになりました。

6 町道改修工事施行について
　大久保―湯野線、安発地―清線の二線の一部を改修したうえバス路線として交通の安全を期しようというものです。

7 徳地町報酬及び費用弁償条例中一部を改正する条例について
　これは、消防団員の報酬、諸手当が、従前からその職務の実体に照してあまりにも薄かったので、今回改訂せられたものです。

8 徳地町職員の給与に関する条例中一部を改正する条例について
　これは、特殊勤務手当の一部改正です。

9 山口県町村職員退職手当組合規約の一部改正について。

10 徳地町火災予防条例の制定について
　これは、消防法の改正に伴ない全国各市町村が、国の示した条例準則に基ずいて制定するもので、火災による人命および財産の被害を予防するために制定せられたものです。

11 徳地町消防団条例中一部を改正する条例について。
　これは、消防団員の報酬、諸手当が、従前からその職務の実体に照してあまりにも薄かったので、今回改訂せられたものです。

12 徳地町税条例中一部を改正する条例について。

13 昭和三十七年度徳地町一般会計歳入歳出予算について。
　これは、予算のあらましやグラフをごらんください。

14 昭和三十七年度徳地町特別会計国民健康保険歳入歳出予算について。
　別掲の説明をごらんください。

15 徳地町一時借入金をすることについて。

16 徳地町歳計現金の預入先について。

17 町有林立木売却について。

庁舎落成式（上）と 記念剣道大会（下）

## 予算のあらまし

昨年六月の地方税の全面改正は住民の負担軽減が目的とされていますが、従来住民税の賦課方式が三方式でしたが、今回は全国いっせいに一本の課税方式に変りました。

これは、本文方式と但書方式との別がありますが、当町は従前どおり、但書方式（第二課税方式ともいう）を採用しています。

なお今回の改正条例の主な点は所得割額の算出方法が改正され総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の三本立の所得割方式に改められたことです。

また、毎年三月二十日までの期限で、申告書を提出しなければならないことなど大きな改正点となっております。

なお委しい点や税に対するご不審や、ご相談などありましたらいつでも税務課までお申越しください。

### 予算編成の根本方針

1 予算編成の原則に基ずき一応通年予算として編成したこと。

2 総金財政の建前を崩さないよう収入と支出のバランスを保つよう配意したこと。

3 総花的でなく、施政の重点をつらぬくよう配意してあること以上のような観点から編成せられた総予算額は
　一億九千三百十七万円です

この新年度予算あらましをつぎに説明しますので、別項の町長施政方針やグラフを参照して本年度の町政の大要をごらん下さい。

まず歳入については

町税、町民税は昨年当初予算に比し三〇万円の減、電気ガス税が二〇万円の減少となっているが固定資産税その他においては、全体的に前年に比し、二三三万余円増収を見込んでいます。

これは評価額の改訂や町民所得の伸びをも考えられたものです。

地方交付税は、六四五〇万円を計上しており、前年に比し、相当大巾の増収をみていますが、これは国における算定基準の上昇などに基ずく算出基準であって、そう過大見積りではありません。

財産収入では、町有林の施業計画に基ずき、立木売却代金を七〇〇万円に止めたことです。

一般会計予算

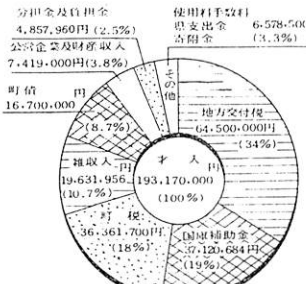


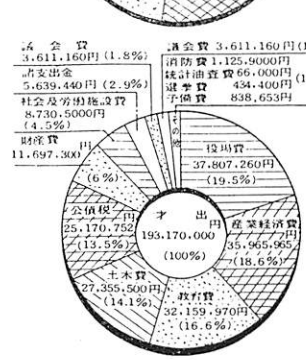


一、収入、県、宮行造林の分収金を一八〇〇万円程みていますが、木材価格の変動次第では、かなりの変更も已むを得ないこととなりましょう。

町債、一六七〇万円が予定せられその内容は、造林事業、義務教育施設事業、公民館建設事業等が計画されております。

次に歳出についてのべますと

議会費、役場費、庁舎建築も終り予算面では、前年に比し多大の減少を示していますが、議員報酬の一部改訂、町職員の定期昇給など合わせ人件費において、約九〇〇万円程度ふくれる見込みですが、これは、時代の趨勢ともいえ、やむを得ないことでしょう。

議会費三六一万余円

役場費三七八〇万余円ですが、消費的な経費は極力節減し、投資的経費の確保増大に重点をおかれています。

そのため人員、機構の整備、配置転換など実施されております。

土木費二七三五万余円のうち、単独町費は約六〇〇万円計上されており、重点的に道路の改修等を行い、また木橋の永久橋への転換は長期計画で実施の予定です。

残余は、災害復旧の補助事業関係となっております。

教育費三二一五万余円は、義務教育、社会教育関係のいわゆる経常的な経費が主であるが、三谷小学校の老朽校舎の建設、島地公民館の新築等が主な建設事業費となっております。

産業経済費三五九六万余円が計上されているが、そのうち農業委員会費一九五万円余、農業費三二〇万円、林業費一千九万余円、耕地費の確保増大に重点をおかれています。

特に今年以後においては、国県の方針に適応し、町の立地条件を考慮した農業構造改善事業の調査研究と準備を推し進め、新しい農林の町建設への初歩的段階ともいえるわけですが、予算運営上この点を十分考慮されることになっています。

財産費一一六九万余円の主な内訳は、基本財産造成費一〇五二万円財産管理費一一七万余円となっており、基本財産造成費の中では林費九五〇余万円が主なもので施業計画に基ずいて、将来への財産蓄積が図られております。

公債費二五一七余万円は、本年度中に支払われる町の債務に対する元利償還金が計上せられています。

事業費一八一三万円、新農村建設費二二一万余円などです。

## 昭和三十七年度

### 施政方針の大要

本議会におきましては、昭和三十七年度当初予算を提案いたしまして、慎重ご審議頂きご協賛をお願いしたいと存します。

就きましては、新年度における施政の大綱を申しあげ各位ご審議の参考に資したいと存します。

本町は、合併以来、故伊藤町長の大方針のもとに、学校教育施設道路交通網の拡充等について、重点的に整備強化されてきました。

一段落した今日以後においては農林の町である本町の特殊性からみて、新しい農村の在り方、特に農業構造の改善問題等、十分に研究対処すべき重要課題であり、新年度の予算編成に当りましても十分この点を考慮したものであります。

各位すでにご承知のように、木材価格の下落に伴ない、町有林立木の売却に支障をきたしておりこのため町の財源確保上、非常な困難を生じたのであります。

しかし私は、苦しい中にも、如何にしたら町民福祉の増進に寄与できるかを真剣に考え、努力配意したつもりであります。

中でも本年度は、教育施設関係の一応の充実と、産業面への推進力の増大、山林資源すなわち基本財産の増大を見ておいて、昭和三十七年度当初予算額を一億九千三百十七万円で編成いたしました。

次に歳入面で、大きなものでは税収入を三千六百余万円、地方交付税を六千四百五十万円程度計上しております。

財源引当の町単独財源は、町有林立木売却代七百万円、県、宮行造林より生む利得を一千余万円見積っております。

歳出面では、前年度より人件費が約九百万円程度ふくれておりますが、これまた時代のすう勢であり、やむを得ない支出と考えられます。

土木費関係で、単独町費は、約六百万円で、重点的に道路の改修補修をし、また木橋については今後十年計画で永久橋に切り替える計画であります。

次に教育費関係においては、本町には現在、老朽校舎が数校ありますが、この問題は私のもっとも苦慮しているところでありますけれども要は大所、高所から考えて町全体としての人の動き、地理的諸条件その他を充分検討したのであります。

あらゆる角度から検討した結果新年度当初予算には、三谷小学校の木造平家建一三〇坪の校舎および島地公民館の改築を実施することとしたいと存します。

なおこの外、岸見、伊賀地、畑等の問題が残りますが、先程申しあげたとおり、全体的な立場において難しい問題ではありますけれども、児童、父兄の上を思い、地域住民の方々のご意見も十分承り、長い目でみるとき、真に子供たちの将来を、生かしてあげることを、考えなければならないと思います。

いずれにしても、教育が人造りであるからには、重点的に子供の将来への影響を考え、結論としては、統廃合問題に至るまで、膝つき合わせてご相談したいと考えております。

次に保健衛生関係では、火葬場の新設を考えておりますが、これは環境の美化にも貢献できると信じております。

産業経済面では、大きく農業構造改善の線を打ち出し、前進したいと存します。

町有財産の造成については、八千余町歩の町有林の造林施業を計画遂行したならば、三―四十年後においては、税金のいらない町の建設も可能と考え努力したいと存じます。

以上、昭和三十七年度の施政方針のあらましを申し述べましたが現在、町のおかれている位置と諸条件を加味し、最少の経費で、最大の効果をあげるという、経済原則に従い、忠実に努力精進する覚悟であります。

各位の絶大なるご支援をお願いいたします。

## 国保予算のグラフ

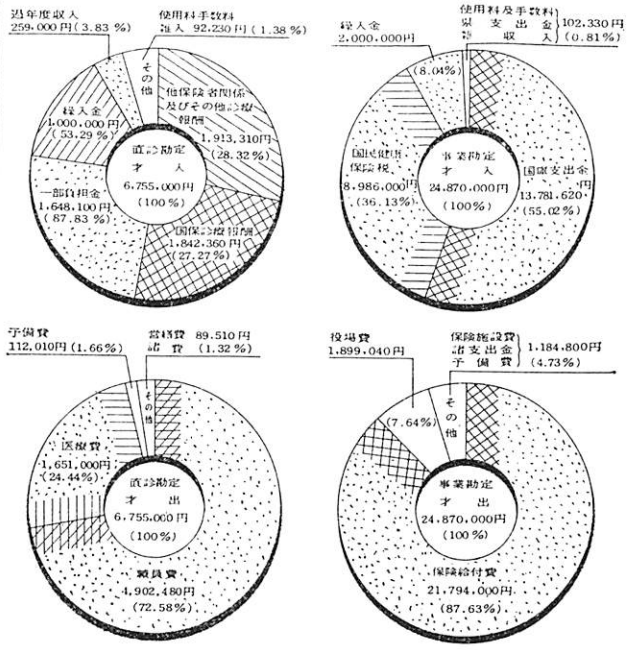


## 国保予算のあらまし

**事業勘定 二、四八七万円**

事業勘定の歳入面で、一番大きなウエートを占めているのは国庫支出金一三七八万余円、次に保険税八九八万余円この二つが国保お台所の大黒柱となっています。

国庫支出金は、確実な数字が計上されていますし、心配いりませんが、保険税の納税成績次第では国保運営に支障を来たすことも考えられ、ご協力をお願いします。

事業勘定歳出面では保険給付費二一七九万円が主なもので、事業勘定歳出予算の八七%強が、保険給付費として被保険者皆さま方へ還元せられるわけです。

こういう訳ですが、この予算説明で、保険税の完納をお願いするのは失礼とは思いますが、こうした事情をお汲み取りのうえ、保険税の完納については、いつそうのご協力をお願いいたします。

**直診勘定 六七五万余円**

直診勘定では、主な歳入源として、他保険者関係およびその他診療報酬一九一万余円と国保診療報酬一八四万余円

一部負担金一六四万余円、繰入金一〇〇万円などとなっています。

直診関係も独立採算制でいくのが一応の理想ではありますが、現実は中々理想どおりいきませんので、国保に対しては、毎年若干は一般会計から繰出している現状でこの点、国保運営上の問題点ともいえましょう。

**直診勘定の歳出面では**

職員費七二%の四九〇万円、医療費二四%の一六五%などが、主なものとなっております。

そこで町当局では　万雄を挑して「汚物処理場」が適当な捨て場を早急に作っていただくことをお願いします。

**現況が農地と認められない農地というのは**

1　土地台帳の地目は、田地、畑であっても、やむを得ない事情で五カ年以上前から耕作せずまた現況が農地以外になっている土地

やむを得ない事情で耕作を放棄して、原野、山林となっている土地

ロ　水害等で荒廃している土地。

ハ　事情やむを得ず宅地となっている土地。

申請があった場合、農業委員または事務局職員で情況調査のうえ農地と認められないかどうかを決定して、県に申請手続きを行います。委しいことは、農業委員会事務局または、各支所へお尋ねください。

赤ちやんコンクール

町では生後、1カ年以内の乳児193名の一斉検診を行いその中から優良児25名を選んで、第2次総合審査の結果優良賞に室圭二ちやん（柚野）外6名、努力賞に小田シナエちやん（小古祖）外1名など選ばれました。

## 私の提案

### 川をきれいにしよう

私は堀の一住民です。私たちの住む町の生活環境は、いつもきれいなものでありたいと願うのは単に私だけではありますまい。

そこで私は、町当局や町民諸さんにお願いしたいことは川をきれいにしたいということです。

こころみに、島地川の川ぶちを歩いてごらんください。これは今に始ったことではありませんが所かまわず汚物が流されています。一度伝染病でも発生したら恐ろしい結果を招くことになりましょう。

私たちいのです。川に汚物を捨てたら清掃法で処罰されると立札を立てることも必要ではありましょうが、それにも増して適当な捨て場をこしらえていただくことが、いつそう大切なことではないでしょうか。また私たち町民も、こうした施設を作られる場合は、積極的に協力する気持ちは、持ちたいものです。町当局はもちろん、私たち住民も、もう少し真剣に考えていただき、一日も早く私たちの町がきれいになるよう、考えていただきたいものです。

## 農地あれこれ

### 法を守って話しあいで

**農地転用の許可申請事務が一部簡単になつた**

農地の転用許可申請のうち、農地の現況が農地と認められない土地については、農業委員会の議決を必要としないで、申請により受付けた上、県に申請手続きをすることになりました。

該当の農地があれば、お申出ください。

農業基本法が制定せられ、農業近代化がさけばれている現在、将来、農地関係の諸権利の移動や転用制限が、ゆるめられるのではないか……という考えから、無断で農地の転用などする違法行為が行われる傾向がありますが、これは厳重に注意していただく必要があります。

特に農地の転用については、事前にかならず農業委員会へご相談ください。

また、経営の合理化、労力関係などで、山間地の農地が無断で山林などに転用される例が、しばしば見受けられますが、かならず正しい手続きをしてから、転用するようにしましょう。

なお山林に転用する場合、隣接の農地に迷惑をかけることがあり問題になることが多いので、隣接農地耕作者の同意が必要な場合もあります。

そこで、農地関係者がお互いに戒しめ合い、注意し合って、違反行為をなくして、明るい農村を作るため話し合って、やりましょう。

## 庁舎落成記念木炭共進会

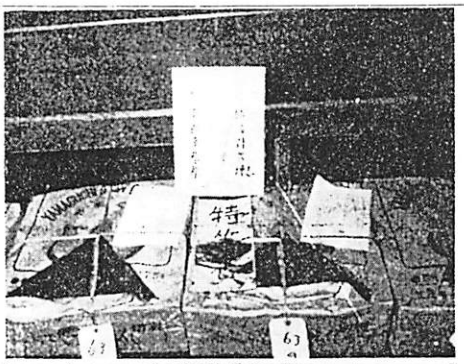

三月十五日庁舎落成記念の木炭共進会が開かれ盛会でした

### 土地、家屋の再評価事務にご協力をお願い

昨年、自治省の指示で、土地家屋の再評価を行うことがきまり町においては、土地は、標準地の設定を終り、今各筆ごとの評価準備をしております。

また本年度以降は、家屋の再評価を合わせ行うことになっていますので、各戸にお伺いして、家の内部までみせていただくようになりますから、種々ご迷惑をおかけすることと思いますが、ご協力をお願いいたします。

なお、この再評価は地方税法の改正により行うものですが、税をふやすのが目的ではなく、正しい課税に改めるのが目的で、大体現行の税額とあまり変りません。

なお今年度以降の計画は

一　土地については自然条件と経済条件を加味した評点式と時価額方式で評価を行います。

評価期間は、昭和37年4月から昭和38年12月までの間です。

二　家屋については再建築価格を基準とした評点式評価法で行い、昭和38年12月までの間に行うことになっております。

世帯主の方が立会せられるのが望ましいのですが、お留守をされる場合は、隣家の方に立会をお願いすることにしていますので、予じめ隣家の方へお願いしておいていただくことをお願いします。

くわしい日程は、お伺いする事前にお知らせいたします。

### 今年こそ保険料の滞納をなくそう

拠出制の国民年金が始まってから早くも一年たちました。

四月から新年度の納付が始まりますが、昨年は、保険料を滞納して年度末に一度に納めなければならなくなったため、苦労された方がたくさんありました。

今年こそ、推進員の方にお願いして、毎月納めるようしましょう

三十七年度の保険料を納めることが困難な人のために五月一日から、免除申請の受付を始めますから、十分利用せられ、一人の滞納もないよう、心がけましょう。

なお次に該当する方は、いますぐ手続きをしてください。

満二十才になった方

就職、退職、結婚、死亡

転入、転出

### 蚊・ハエのふえない先に

春の大掃除を

花咲き鳥歌う好季節と思っている間に、蚊やハエのうるさい夏がやってきます。

そうです。今のうちに部落や地域ぐるみで、春の大掃除をして蚊やハエの撲滅をはかり、快適な夏を迎えたいものです。

県では、4月19～25日までを春の大掃除週間としよう……と呼びかけています。

きれいな環境で健康な生活をきづくために、みんなが協力しあいましょう。

### 小児マヒの生ワクチンの二回目の投与をします

本年の二月下旬、第一回の生ワクチンの投与を行いましたが、引続いて第二回目の投与を4月25・26・27日の三日間実施します。該当する人は、とこの4月から中学一年に進んだ人以下、昭和36年12月31日までに生れた小児で、第一回の生ワクチンを服用した全員です。

### 国民健康保険

被保険者証の検認を

先般、各地区で検認しましたがまだ検認をすまされない方もありますが、これは、検認してないと無効で使用できませんので、一日も早く検認をすませてください。

### 町民税の申告期限の延期

今年に限り町民税の申告期限を四月三十日まで延期しますので期限内に申告して下さい。